

消費者契約法専門調査会（2015.2.13）

大澤 彩（法政大学法学部）

## 1. 不当条項規制の一般条項（10条）について

### 提案

・消費者契約法 10 条を以下のように改正する。

「消費者契約の条項であつて、当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害する条項は無効とする」。

・10 条後段要件の考慮要素については、以下のいずれかの方向で検討する。

a) 「10 条後段要件該当性を判断するにあたっては、契約の目的物・対価、取引慣行、他の条項の内容、その条項を設けることが不利益回避手段として合理的と言えるか否か、その条項以外に事業者の不利益回避の方法はないか、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を考慮に入れる」との規定を設ける。

b) 考慮要素に関する明文規定を設けず、解釈に委ねる。

・中心条項が消費者契約法 10 条の規制対象となるか否かについては、以下のいずれかの方向で検討する。

a) 「目的物や対価を定める条項（中心条項）については、当該条項が平易かつ明瞭な言葉で表現されており、消費者がいかなる意味での対価なのかを理解できる限りにおいて、不当条項規制の対象外となる」という規定を新設する。ただし、規制の対象外となった場合も、別途消費者公序規定や民法の公序良俗規定による不当性判断がなされることになる。

b) 消費者契約法 10 条は中心条項、付随条項の区別を問わず、規制を及ぼす。

c) 明文規定を設けず、解釈に委ねる。

・10 条に違反する条項は、その条項の全部が無効となるというのを原則とすべきであり、一部無効は損害賠償額の予定条項など、明文で一部無効を認めるべき場合に限るべきである。

○提案の方向性 基本的には最判平成 23 年 7 月 15 日民集 65 卷 5 号 2269 頁が示した前段要件・後段要件の解釈を法改正に反映すべきである。もっとも、同判決の解釈をそのまま反映すべきではない部分も存在する。

### (1) 10条前段要件について

最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁：「消費者契約法10条…にいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる」とした。

10条に関する提案：「当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項」（民法（債権法）改正検討委員会提案【3. 1. 1. 32】、消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」、日弁連2014年試案）。

### (2) 10条後段要件について

①「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」という要件について

10条後段の「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」の箇所を削除し、「消費者の利益を一方的に害する」という基準を維持する。

②不当性の考慮要素について

10条後段要件該当性を判断する上では、学説上、契約の性質・趣旨、契約締結時のすべての事情、取引慣行、他の条項、契約のもとで提供されるべき履行の性質など、契約締結時点のすべての事情が考慮されるとの見解が有力。

最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁：「当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである」。

↑ 契約締結過程の事情を考慮に入れることの是非

取引慣行を考慮に入れることの是非 cf.最判平成24年3月16日民集66巻5号2216頁

### (3) 中心条項規制について

中心条項について：付随条項との区別は困難。一律に規制すべき？

↑ 契約の目的物・価格への介入の是非

従来の裁判例：更新料特約や敷引特約など、対価そのものに近い条項（いわゆる中間条項）の不当性であるが、ここでの問題は当該特約の趣旨が不明瞭でわかりにくい点ではないか。

→この方向性をふまえたのが提案 a) cf.フランス消費法典 L132-1 条 7 項。

もっとも、対価が不当に高額である場合や、対価性がないにもかかわらず消費者に金銭を支払わせるような場合には、別途消費者公序規定や民法の公序良俗規定の対象。

### (4) 10条の効果について

多くの学説でも指摘されているように、原則として全部無効とすべきである。

## 2. 不当条項リストについて

提案 現行 8 条、9 条を含めた以下の条項を反証の余地なく無効とする旨のリストを設ける。

- (1) 事業者の債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- (2) 事業者の債務不履行・不法行為（その者の故意又は重大な過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- (3) 瑕疵担保責任の全部又は一部を排除する条項
- (4) 人身損害に関する事業者の責任を一部免除する条項。ただし、法令により損害賠償責任が制限されているときは、その限りで有効となる。
- (5) 契約の目的物、対価、契約期間に関する条項を変更・決定する権限を事業者のみに与える条項
- (6) 契約文言の排他的解釈権限を事業者に与える条項
- (7) 事業者が正当な理由なしに自己の債務の履行をしないことができるとする条項
- (8) 事業者が第三者と入れ替わることを許す条項
- (9) 消費者の同時履行の抗弁権（又は留置権）を排除又は制限する条項
- (10) 消費者の有する相殺権限を奪う条項
- (11) 消費者の解除権・解約権を排除する条項
- (12) 契約終了にあたり、消費者に対して事業者が生じる平均的な損害を越える損害賠償額の予定・違約金を課す条項
- (13) 現行 9 条 2 号
- (14) 消費者が事業者に対して訴訟提起しうる期間を不相当に短く制限する条項
- (15) サルベージ条項

○提案の方向性 本提案はすでに現行消費者契約法 8 条、9 条で設けられているものに加え、これまでの消費者契約法改正をめぐる国内での諸提案、諸外国における不当条項リスト、これまでの日本の裁判例や消費相談事例で問題となっている条項を参考に、いかなる場合にも正当性が認められるべきではない条項を常に無効とするリスト（ブラック・リスト）として提示することを提案するものである。

10 条は一般条項であり、要件が抽象的であることから、当該条項の不当性が裁判所の判断次第となり、どのような条項が不当と言えるかを消費者や事業者事前に明示するものではない。そこで、どのような条項が不当であることを消費者や事業者に示すことで不当な条項が契約書に盛り込まれることを予防し、また裁判所のみならず裁判外（消費者相談現場など）での不当性判断を容易にするものとして、不当条項リストの充実化は必須である。

提案 以上の条項以外にも、場合によっては消費者にとって不利益となりうる条項がある。そこで、これらの条項を以上の条項（いわゆるブラック・リスト）とは別に、事業者の立証によって不当性が覆る余地があるリスト（いわゆるグレイ・リスト）として設けることも検討してはどうか。

- (1) 事業者の債務不履行・不法行為（その者の軽過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- (2) 事業者の被用者又は代理人による責任を免除ないし制限する条項
- (3) 契約条項（付随条項）の変更・決定権限を事業者のみに与える条項
- (4) 消費者に過量な又は不相当に長期にわたる物品又は役務を購入させる条項
- (5) 消費者の解除権・解約権を不相当に制限する条項
- (6) 事業者に不相当な解除権・解約権を付与する条項
- (7) 事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項
- (8) 消費者の債務不履行に対して、消費者に過大な義務を課す又は事業者の責任を過度に制限する条項
- (9) 事業者の清算義務を免除する条項
- (10) 一定の作為又は不作為に表示としての意味を持たせる条項
- (11) 消費者にとって重要な事業者の意思表示が、仮に消費者に到達しなかった場合においても消費者に到達したものとみなす条項
- (12) 消費者の意思表示の方式その他の要件について、不相当に厳しい制限を加える条項
- (13) 消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項
- (14) 事業者の証明責任を軽減又は消費者の証明責任を加重する条項
- (15) 紛争解決に当たっては、事業者の選定した仲裁人による仲裁によるものとする旨の条項

条項の不当性が問題となる条項には、前述したような反証の余地なく常に無効となるべき条項のみならず、場合によって消費者に不利益になりうるものが多く存在する。

### ○リスト化にあたって留意しなければならない点

リストにおける文言の抽象性：抽象的すぎても明確性を欠くが、具体的な文言だとリストの射程が限定されるおそれ。

リストにおける不当性基準の定め方：「不当に」「過度に」といった要件を入れると、消費者がこれらの要件について立証する必要性が出てくる。

## ○リストに対する反対論について

リストは消費者・事業者の双方にとって事前に不当となり得る条項を知らせる情報提供機能や、紛争解決機能、事前に不当な条項を盛り込ませない紛争予防機能を有するものである。

①グレイ・リストがあると、結局はグレイ・リストにあげられた条項を事業者が避けることとなり、実質的にはブラック・リストとなり、経済活動を萎縮させる？

↑ ブラック・リストに掲げるべきであると言えるような条項よりも、個別具体的な事例に応じて不当性を判断すべき条項の方が、裁判例や相談事例では問題となりがち。

ならば 10 条に委ねるべき、というのでは、消費者・事業者にとって不当性の指針としての明確さを欠く。

②消費者契約法でリストを設けると、リストが硬直的なものとなり、取引や技術の進展に対応できないことから、業界等によるガイドラインで、例えば個別の業種毎のリストを設けるべき？

↑ 業界等によるガイドラインを作る際の「指針」として、業種を問わずおよそ一般的に不当となる、または不当となり得る条項の種類を消費者契約法で列挙することの必要性。

消費者契約法は個別法、ガイドライン等の「ガイドライン」。

仮に個別法で別途不当条項に関する規定が設けられていても（例えば特商法 49 条）、消費者契約一般の「ガイドライン」である消費者契約法にもリスト化することで、消費者・事業者にとっての一覧性を確保すべき。

※ガイドラインの作成主体について

③現在、裁判例や相談現場で特に問題となっていない条項までもリスト化する必要はない？

↑ 消費者契約法が消費者契約に関する一般法であり、個別具体的な業種毎の個別法やガイドラインの「ガイドライン」となるべきであることを考えると、実際に紛争となる前であっても将来不当性が問題となりうる可能性のある条項を列挙することは重要。

「後追い」法律であってはならない。

### ○現行 8 条、9 条の改正の方向性

8 条：事業者の軽過失による場合、人身損害の場合

8 条 2 項について

9 条：1 号は「解除」の場合に限定すべきではない。

Cf. 賃貸借契約終了時における賠償額の予定条項

9 条 1 号の「平均的な損害」の意義や算出方法

「平均的な損害」の立証責任

そもそも「平均的な損害」概念を「要件として」維持するのか？

Cf. 履行確保目的で設けられている違約罰

9 条 2 号

### 3. その他の課題

契約条項の解釈ルール